

令和 7 年 2 月 定 例 会

総務建設委員会記録

開催日時 令和 7 年 3 月 6 日（木）午前10時00分

場 所 全員協議会室

付託案件 議案第 2 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
議案第 3 号 有田市職員旅費支給条例の一部を改正する条例
議案第 4 号 有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第 5 号 有田市特別職給与条例の一部を改正する条例
議案第 6 号 有田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 7 号 有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 8 号 有田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 9 号 有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例
議案第10号 有田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
議案第11号 有田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
議案第12号 有田市が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第27号 建設工事等委託に関する協定の締結について

出席委員 岡田行弘委員長・嶋田 英副委員長
福永広次委員・生駒三雄委員
成川 満委員・一ノ瀬敦子委員
川島 強委員

児嶋清秋議長

当 局

経営管理部 宮崎三穂子部長・早川ちひろ理事

御前一晃理事・山本芳規経営企画課長
福永晃久病院企画室長・中尾一之防災安全課長
吉野清誠総務課長・大浦秀和税務課長
濱口 裕総務係長・嶋田真也人事係長

経済建設部 脇村哲弘部長・石井滝称ふるさと創生室長
児嶋利樹産業振興課長・児嶋信毅建設課長
筋原 章都市整備課長・南村啓太商工観光係長
中尾幸平庶務係長・志水公平工務係長
北裏展之計画整備係長・嘉藤峰征公共建築係長

消防本部 鎌田利宏消防長・武田一之消防次長
鎌田竜二総務課長・嶋田晃宏警防課長
宮井庸次予防課長・雑賀正澄総務係長

議会事務局 嶋田実明局長・石井義人次長・大谷真也書記

開 会

○岡田委員長： 開会あいさつ

○岡田委員長： 議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。当局の説明を求めます。

議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
（吉野総務課長説明）

○岡田委員長： 説明は終わりました。次に、質疑を認めます。御質疑ありませんか。

○成川委員： 念のためにお聞きします。施行日7年6月1日、そこら辺の説明をして。

○吉野総務課長： 法律の施行日が、令和7年6月1日でございます、それに合わせる形で施行日を6月1日としております。

○成川委員： 了解しました。

○岡田委員長： ほかにないですか。

○委 員： なし。

質疑終了 採 決 （ 可 決 ）

○岡田委員長： 次に、議案第3号 有田市職員旅費支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局の説明を求めます。

議案第3号 有田市職員旅費支給条例の一部を改正する条例
(吉野総務課長 説明)

- 岡田委員長： 説明は終わりました。次に質疑を求めます。御質疑ありませんか。
- 成川委員： これも念のために、提案理由は宿泊費改定ということですが、国の法律が変わって、それに準じて変わるということですか。
- 吉野総務課長： 国のほうで旅費法というのがございまして、それに準じて変わるということでございます。
- 成川委員： 今まで定額で割と簡単な計算で旅費が出ていたが、これだと一つ一つ手間が無茶苦茶かかるのでは。
- 吉野総務課長： 実額支給になりますので、これまでは定額支給で、その金額の中でいろんな経費を含めて負担いただいていましたが、今後は実額を確認するために、宿泊先の領収書などを確認する必要がございまして、その分の手間はかかってきます。
- 成川委員： 趣旨は分かりました。より正確にということだけど、手間がかかるだけであまり合理的ではない。より正確でいいが、そこら辺の手間も含めたら、いいのかと勝手に思っています。了解です。
- 岡田委員長： ほかにないですか。
- 委員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

○岡田委員長： 次に、議案第4号 有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局の説明を求めます。

議案第4号 有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(吉野総務課長 説明)

- 岡田委員長： 説明は終わりました。次に質疑を求めます。御質疑ありませんか。
- 成川委員： 人事院勧告に基づいて、この改正に準じてやる。その勧告は、いつ出たのか。
- 吉野総務課長： 人事院勧告は、8月に出しております。
- 成川委員： なぜ今なんですか。
- 吉野総務課長： 勧告が出たのは8月ですが、令和7年度以降の例規の整備については、国から準則的なものの示しが遅れたために、今回の議会に諮らしていただいております。
- 成川委員： 全国的に今の時期になっているのか。
- 吉野総務課長： 全国的にほとんどの自治体は、2月3月の議会で諮っているものだと思います。

います。

○嶋田副委員長： 第7条のところなんです、子供に係る扶養手当の額を1万円から1万3,000円になぜ増額するのかと、扶養手当の6,500円が削除され、一気にゼロにする意図を聞かせてください。

○嶋田人事係長： 背景といたしましては、国の人事院勧告に基づきまして、昨今共働きの方が増えている中で、配偶者の働き方に関わらず公平に手当を支給するという制度設計に変えるというのがございます。配偶者が働いている、いないに関わらず手当を廃止いたしまして、お子さんが居る家庭にはその分増額していく、そういった変更が今回かけられております。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○委員： なし

質疑終了 採 決 (可 決)

○岡田委員長： 次に、議案第5号 有田市特別職給与条例の一部を改正する条例を議題いたします。当局の説明を求めます。

議案第5号 有田市特別職給与条例の一部を改正する条例
(吉野総務課長 説明)

○岡田委員長： 説明は終わりました。次に質疑を認めます。御質疑ありませんか。

○成川委員： この条例の文面だけ見たら、減茶苦茶上がるような気がするんですが、経過措置みたいなのはあるのか。

○吉野総務課長： 特別職の期末手当につきましては、一般職は勤勉手当がございしますが、特別職は期末手当のみでございまして、形上は勤勉手当の分も期末手当に加算された状態で支給しているのが、これまでの流れです。

○成川委員： 了解です。

○岡田委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

○岡田委員長： 次に、議案第6号 有田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題いたします。当局の説明を求めます。

議案第6号 有田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
(吉野総務課長 説明)

- 岡田委員長： 説明は終わりました。次に質疑を認めます。御質疑ありませんか。
- 成川委員： 期末手当の実際の修正はやっていて、これ経過措置ですよ。
- 吉野総務課長： 期末手当の年間の率は、変更ございません。前回の12月議会のときに上程させていただいており、今現在、年間で4.5の支給率で支給させていただいております。ただ、令和6年度に関しましては、6月期と12月期でそれぞれの支給率が異なりましたので、今回の改正で一律の支給率で、合わせて4.5支給すると、そのような改正にしております。
- 岡田委員長： ほかにありませんか。
- 委員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

- 岡田委員長： 次に、議案第7号 有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局の説明を求めます。

議案第7号 有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
(吉野総務課長 説明)

- 岡田委員長： 説明は終わりました。次に質疑を認めます。御質疑ありませんか。
- 委員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

- 岡田委員長： 次に、議案第8号 有田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局の説明を求めます。

議案第8号 有田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(吉野総務課長 説明)

- 岡田委員長： 説明は終わりました。次に質疑を認めます。御質疑ありませんか。
- 一ノ瀬委員： 事実婚を含む規定をしようとするってあるんですけども、シングルと事実婚をどういうふうに見極めるのか、教えてください。
- 吉野総務課長： この点につきましては、例えば、住民票で同一世帯であるとかが参考資料になってくるかと思います。この辺りはしっかりと書面で確認できるような状態にしたうえで、チェックしていきたいと思っております。
- 岡田委員長： ほかに御質疑ありませんか。
- 委員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

○岡田委員長： 次に、議案第9号 有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。当局の説明を求めます。

議案第9号 有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例（吉野総務課長 説明）

○岡田委員長： 説明は終わりました。次に質疑を認めます。御質疑ありませんか。

○委 員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

○岡田委員長： 次に、議案第10号 有田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局の説明を求めます。

議案第10号 有田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例（鎌田総務課長 説明）

○岡田委員長： 説明は終わりました。次に質疑を認めます。御質疑ありませんか。

○嶋田副委員長： 35年以上の対象者は、結構多くなっているんですか。

○鎌田総務課長： 高齢化も進んでおりますが、16人の対象者がおります。

○嶋田副委員長： 4月1日から施行するとのことですが、なぜこのタイミングだったんですか。

○鎌田総務課長： 消防団員等の公務災害補償責任共済等に関する法律の施行令の一部改正に伴って、今回、所要の改正を行うものです。

○嶋田副委員長： 了解しました。

○岡田委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○委 員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

○岡田委員長： 次に、議案第11号 有田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局の説明を求めます。

議案第11号 有田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（鎌田総務課長 説明）

○岡田委員長： 説明は終わりました。次に質疑を認めます。御質疑ありませんか。

○委 員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

○岡田委員長： 次に、議案第12号 有田市が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局の説明を求めます。

議案第12号 有田市が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(筋原都市整備課長 説明)

○岡田委員長： 説明は終わりました。次に質疑を認めます。御質疑ありませんか。

○委 員： なし

質疑終了 採 決 (可 決)

○岡田委員長： 次に、議案第27号 建設工事等委託に関する協定の締結についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

議案第 27 号 建設工事等委託に関する協定の締結について
(吉野総務課長 説明)

○岡田委員長： 説明は終わりました。次に質疑を認めます。御質疑ありませんか。

○成川委員： 協定金額が4億6,821万6,000円ということなのですが、この金額の算定方法はどのようにしたのか。

○脇村経済建設部長： この件に関しましては、新市立病院への国道からアクセスする市道になってございます。国道部分につきましては、私共が工事費の設計を行いまして、それを国土交通省のほうで確認調査をして間違いがないというところで、協定額を算出してございます。

○成川委員： 成り行きはよく分かりました。これが設計額ということですね。協定の相手方が、国交省のセクションです。流れから言うたら、これは4億6,821万6,000円というのは、今のところ設計額であって、お互いに確認もし合いながら、国交省にお任せする。実際に施工する場合は、国交省がこれに基づいて競争入札等、そういう方向で業者を決めるのですか。

○脇村経済建設部長： そのとおりでございます。国土交通省のほうで工事請負入札をかけて、もし落札額が落ちれば返還されるのかと思っています。

○成川委員： この金額以内でいい業者を選んでやってよということやね。まだ、現場はかかってないのか。

○脇村経済建設部長： まだ、国道部分についてはかかっておりません。

○成川委員： 了解しました。

○岡田委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○委 員： なし。

質疑終了 採 決 （ 可 決 ）

午前10時58分 閉 会